

個別の教育支援計画の作成と合理的配慮の提供をお願いします

【指導室 特別支援教育班】

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、公的機関である公立学校においても「合理的配慮の提供」が義務付けられています。各学校においては、すでに合理的配慮の提供に向けた取組が進められていると思いますが、改めて合理的配慮の提供までのプロセスを確認してください。

合理的配慮を提供するためには、一人一人の障害の状態や教育的ニーズを的確に把握し、校内体制を整えることや、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用すること等を着実に実施していく必要があります。[千葉県教育委員会 特別支援教育指導資料（平成30年度版）より抜粋]

<基本的な流れ>

- (1) 文書又は保護者会等での保護者への周知
- (2) **本人・保護者からの意思の表明（申出）の收受**
- (3) 調整（合意形成）の実施

①校内で検討

- ア 児童生徒にとって必要とされる合理的配慮であるか
- イ 体制面、財政面から均衡を失した又は過度の負担になっていないか
- ウ 教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか

②保護者との合意形成（建設的な対話と代替え案の提示・検討）

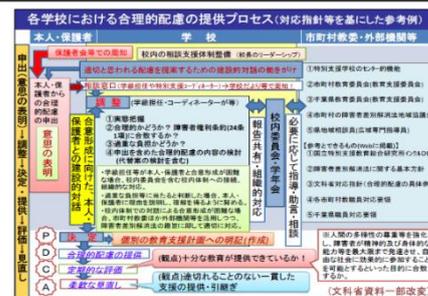
(4) 決定・見直し

①個別の教育支援計画に明記し、校内連携や学校間連携（引継ぎ）のツールとして活用

(5) 評価・見直し

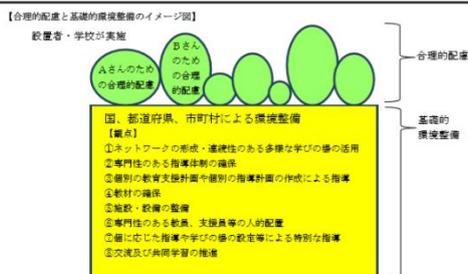
- ①十分な教育が提供できているかという視点での評価
- ②適切な支援の継続のために引継ぎ等に活用

【各学校における合理的配慮の提供プロセス(対応指針等を基にした参考例)】
県教育委員会HP「インクルーシブ教育システム研修会」より抜粋



【合理的配慮と基礎的環境整備のイメージ図】

県教育委員会HP「インクルーシブ教育システム研修会」より抜粋



Point

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と、それに基づいた指導、「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくり、環境づくり」等は、各学校における基礎的環境整備にあたります。

◇ 合理的配慮の具体的な事例については、県教育委員会作成の「合理的配慮事例集」（右写真）等を参考にしてください。

※事例集は各学校に配付済みです。県教育委員会HPからもダウンロード可能

